

# 自治基本条例素案に対するパブリックコメントと対応案

通番	章と項目		テーマ	意見の要約	対応案
	大項目	項目			
1	第6章 行政の政策活動の原則	財政援助出資団体	財政援助出資団体	<p>財援団体に係る記述(P24)についてだが、団体の存続ありきのように感じた。現在に至るまでの財援団体の存在意義は疑いようがないと思うが、将来に向かっては、各団体の設立の趣旨や経緯、当時と現在の社会情勢の違い等を踏まえつつ、民間の健全な競争を阻害しないとの観点が必要ではないか。</p> <p>「当該団体への適切な指導及び監督」に留まらず、必要に応じて統廃合や援助のあり方(完全民営化)についても検討をし続ける姿勢を示すため、もう少し踏み込んだ表現が望ましいと考える。</p>	<p>・財政援助出資団体の統廃合など今後のあり方については政策的な事項であるため、今後の社会情勢や市民のニーズなどを考慮し、長期計画等に位置付けて検討していくべき性質のものと考えます。</p> <p>・本条例では、団体が設置されてきた意義や経緯を踏まえ、市の財政援助出資団体への基本的な姿勢を示すこととしました。</p>
2	前文	前文	前文の読みやすさ	<p>前文について、まとまりのある項目ごとに文章化されて箇条書きより見やすくなった。</p> <p>二番目の〇のところは、1文で長すぎてわかりにくい。大事な点なので二文に分けて基本理念と具体例などと分けるといいと思う。</p>	<p>・これまでの本市の市民参加の歴史を一連のものとして記載しているため、条文として示す際に二文に分けることは難しいと思われませんが、作成予定の逐条解説において分かりやすく表現するようにします。</p>
3	その他	その他	文章の長さ	<p>他の章でも長文は避けていただけると、読む気も理解度も高まると思う。今「やさしい日本語」が外国人だけでなく、高齢者や子供にも理解しやすいということに関心ももたれている。「やさしい日本語」の基本は、文は短く、一文に一つの内容、漢語は避ける、などだそうです。役所の文書ではなかなか難しいと思うが、一般向けの文章ではこの基本を意識していただくだけでもわかりやすくなると思う。</p>	<p>・ご指摘ありがとうございます。作成予定の逐条解説においてご指摘に沿うよう工夫したいと思います。</p>
4	その他	その他	条例の定義	<p>第1章については、「条例」の定義もどこかにあった方がいいと思った。後段に法、法令の説明はあったが、条例はなかったような。</p>	<p>・「自治基本条例とは」については、素案の「はじめに」のところで記載しています。一般的な「条例」の定義は、あえて記載する必要はないかと考えています。</p>
5	第1章 総則	基本原則	基本原則	<p>基本原則の欄で市民自治を中心に書かれたのはパブコメなどの意見の反映でもあり、よいと思うが、自治基本条例の基本原則なのか、市民自治推進のそれなのか明らかに書いたほうがわかりやすいと思う。</p>	<p>・本条例では、目的の一つに「市民自治の推進」を掲げています。そのため、この基本原則は自治基本条例の基本原則であるとともに、市民自治を推進していくための基本原則でもあると考えています。ご意見の趣旨を踏まえ、作成予定の逐条解説において分かりやすく表現するようにいたします。</p>
6		基本原則	基本原則の図	<p>図に議会と市長の関係が入ったが、それは2章に関係することなので、何らかの説明があるとよいと思う。</p>	<p>・図については、4つの基本原則に基づき、市民、議会、市長等(行政)がそれぞれの役割・責務を担いつつ市政運営を行っていく旨をイメージしたものです。その中で、「議会と市長との関係」も規定しているため記載していますが、作成予定の逐条解説において加筆する方向で検討します。</p>
7	第3章 参加と協働	市民参加	市民参加	<p>第3章 情報共有が4つ、市民参加が2つの欄に分かれて、わかりやすく詳しくなったと思う。骨子案の段階ではあった、公共施設等…の記述はなくなったのか？</p>	<p>・ご指摘の点に関しては、条文として精査する段階で、市民参加の手続の大原則に含まれると判断しました。</p>
8	第9章 平和及び国際交流	平和及び国際交流	平和と多文化共生	<p>第9章 平和を章として基本条例に入れることは賛否があったと思うが、残ってよかったと思う。やはり文が長いので、どうして章として必要なかがわかってもらえるかどうか、不安な気がする。</p> <p>多文化共生は国や東京都では政策の一つになっているが、まだよく知られていない部分もあり、この言葉が好きでない人もいます。この言葉が使われなくてもいいが、これからの社会を考えると国際社会(という日本以外のところという理解になりやすいので)との交流だけで相互理解や平和を語るのには物足りない気がする。4月に改正出入国管理法の施行もあり、外国人人口はさらに増えていくことが予想され、武蔵野市の外国人住民も確実に増えてきている。説明のところで地域の外国人に触れてはいるが、30年以上前から地域の外国人を大切にしてきた武蔵野市なのでもう少し地域のことにふれて、武蔵野市の自治基本条例の締めくくりになるといいと思う。</p>	<p>・これまで本市が行ってきた地域の外国人への支援や交流の経過などを含めて全て条文の中に表すことは、条文自体が長くなってしまい難しいと思われまので、ご意見の趣旨については、作成予定の逐条解説において分かりやすく表現するようにします。</p>
9	第1章 総則	用語の定義	市民の定義	<p>素案には「市民」という言葉が非常によく出てくる。</p> <p>「市民」を「市内に居住する者、市内で働く者、学ぶ者及び活動する者」と定義している。この定義によると、外国人や他地域で市民税を払って武蔵野市に市民税を払っていない者も武蔵野市民となるが、このような解釈でよいのか。一般的には、市民とは「市内に居住する日本国籍を有する者」としており、条例における定義もそうすべきではないか。市民(市内に居住する外国人、武蔵野市に市民税を払う義務のない他地域居住の者で、市内で働く者、学ぶ者及び活動する者も含む)と常に記入して素案を書く違和感を覚える人が多いと思う。必要に応じて対象を広げてはと考える。</p>	<p>・「在勤や在学の人も、実際には行政サービスや市の政策の影響を受けており、そういった人たちも含めて広く市に関心を持ってもらい、市政に参加してもらうことがよりよい市政運営につながると思われる。したがって、本条例の対象となる市民の定義を在住の人に限定しない」という自治基本条例(仮称)に関する懇談会の議論を踏まえ、このような定義としています。</p>
10	第3章 参加と協働	市民参加	市政の範囲	<p>“市は、市民に市政に参加する権利を保障し、参加の機会を整備(保障、用意)します。”とあるが、市政とはどこまでなのか？市民税を払っている日本人と同じ権利を保障するのか。</p>	<p>・「在勤や在学の人も、実際には行政サービスや市の政策の影響を受けており、そういった人たちも含めて広く市に関心を持ってもらい、市政に参加してもらうことがよりよい市政運営につながると思われる。したがって、本条例の対象となる市民の定義を在住の人に限定しない」という自治基本条例(仮称)に関する懇談会の議論を踏まえ、市政に参加する方の範囲については広く考えています。</p>
11	第3章 参加と協働	住民投票	発議権のある市民	<p>発議権の“市民(有権者)”とは、だれを指すのか？ 詳しく示して欲しい。用語の定義の[市民]との関連性はどうか。</p>	<p>・住民投票における発議権をもつ方は、武蔵野市に住所を有する人としています。なお、詳細については、この条例に基づく住民投票条例を制定する際に改めて検討いたします。</p>
12	第3章 参加と協働	住民投票	住民投票の規定の仕方	<p>「住民投票」は大きな議案であり、この自治基本条例からは外し、別に定めたほうが良いと思う。</p>	<p>・住民投票制度については、様々なご意見があることも踏まえ、詳細は、この条例に基づいて制定予定の住民投票条例(仮称)において別途定めることとしています。</p>
13	第1章 総則	用語の定義	市民の定義	<p>市民の定義があいまいである。市民自治による議会制民主主義の否定になる。</p>	<p>・「在勤や在学の人も、実際には行政サービスや市の政策の影響を受けており、そういった人たちも含めて広く市に関心を持ってもらい、市政に参加してもらうことがよりよい市政運営につながると思われる。したがって、本条例の対象となる市民の定義を在住の人に限定しない」という自治基本条例(仮称)に関する懇談会の議論を踏まえ、このような定義としています。</p>
14	第1章 総則	用語の定義	市民の定義	<p>外国人を市民と認めると、反日の考えを持つ方にも参政権の道を開くことになり、親日の考えを持つ外国人の意見が反映されなくなってしまうのではないか。</p>	<p>・既に在留資格をお持ちの方や特別永住者等は、外国人住民として住民票が交付されるなどの制度はあります。</p> <p>・参政権については、住民投票制度のことをおっしゃられているかと存じますが、住民投票制度については、様々なご意見があることも踏まえ、詳細は、この条例に基づく住民投票条例を制定する際に改めて検討します。</p>
15	第1章 総則	用語の定義	市民の定義	<p>・選挙権、住民票のない人も市民と認めると、街宣活動等で一般の市民の意見が反映されなくなるのではないか。</p>	<p>・住民投票制度については、様々なご意見があることも踏まえ、詳細は、この条例に基づく住民投票条例を制定する際に改めて検討します。</p>
16	第3章 参加と協働	住民投票	住民投票条例の意義	<p>・住民投票条例を常設型で規定すると、市長、議員の無力化につながるのではないか。</p>	<p>・通常は、市長と議会に対する市民の信託により市政運営が行われています。住民投票は、その制度を補完するものとして、市政の重要課題について、市民自らが署名を集め、発議をすれば、当該案件に対する是非を問うことができるという市民の権利を保障したものであり、市長、議員の無力化につながるものとは考えていません。</p>